

1 緊急事態宣言の期間延長について

政府は2月2日、新型コロナウイルス対策で11都府県に2月7日まで発令中の緊急事態宣言について、栃木県を除く10都府県で3月7日まで1か月延長すると表明した。また、感染状況の改善が十分だと判断した場合は、期限を前倒しして解除する方針も示した。

宣言を延長するのは、東京、埼玉、千葉、神奈川の首都圏4都県、大阪、京都、兵庫の関西圏3府県、愛知、岐阜の中京圏2県と福岡県。医療提供体制の改善がなお不十分で継続が必要だと判断した。一方、感染状況が落ち着いた栃木県は、当初の期限の今月7日で解除する。2日夜の政府対策本部で正式決定した。

10都府県では、宣言延長に合わせて改定された基本的対処方針に基づき、現在の感染防止策を続ける。飲食店には午後8時までの営業時間短縮を要請し、応じた店には1日最大6万円の協力金を支給する。日中も含めた不要不急の外出自粛を求め、テレワークで「出勤者の7割削減」を促す。イベントは「上限5000人かつ収容人数50%以下」の開催制限を維持する。

基本的対処方針では、不要不急の外出・移動の自主要請について「日中も含めた」と追記された。「Go To トラベル」の停止や外国人の新規入国を全面的に止める「水際対策」は、継続する